

平成27年2月16日

市政記者クラブ 様

名古屋市健康福祉局健康部
食品衛生課 食品衛生係
担当：森下、小島
電話：972-2646
内線：2646

ノロウイルス食中毒警報第2号の発令について

本市では、現在「ノロウイルス食中毒注意報」を発令し、ノロウイルス食中毒の予防啓発をおこなっていますが、市内及び近隣自治体でノロウイルス食中毒が多発しており、ノロウイルス食中毒が非常に発生しやすい状況にあります。

そこで、本日「ノロウイルス食中毒警報第2号」を発令しましたので、市民及び食品事業者の皆様には、より一層の注意をお願いします。

1 発令日

平成27年2月16日（月）午前11時

2 発令期間

発令日から平成27年2月23日まで

※本警報は発令日より1週間継続します。その後は自動的に注意報へ切り替わります（平成27年3月31日まで）。

【参考】発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発 令 の 条 件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで （自動的に解除）	発令日から1週間 （自動的に解除）

3 食中毒発生状況（カッコ内はノロウイルス食中毒）

	本 年	昨年同期
発 生 件 数	3 件（3 件）	4 件（3 件）
患 者 数	42 人（42 人）	98 人（89 人）

4 食中毒の予防方法

- ・調理従事者等の手洗いの徹底及び体調管理
（下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど）
- ・食品の十分な加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄及び消毒
- ・嘔吐物の適切な処理 等

5 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス食中毒防止についての消毒方法など、さらに詳しい情報をお知りになりたい場合は、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>
なお、本警報発令中は、市役所正面玄関、保健所等で「ノロウイルス食中毒警報発令中」の看板を掲示します。